

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 8 号
件 名	違法な負担金事業「新潟東港横土居地域対策協議会」の根拠なき不採択発言について
要 旨	<p>平成 22 年 9 月 27 日，総務常任委員会採決会議で，大泉弘委員は横土居地域周辺の状況について，「.....公共事業がメジロ押しの中，地元と国，県あるいは市との連絡を密にし.....」と発言して不採択を主張した。</p> <p>平成 11 年から本件協議会が解散した平成 19 年ころは，横土居自治会が協力を要する公共事業は計画も含めて何もない。福島潟放水路は他の地域と同様に問題なく順調に整備され，国道 113 号工事も他の道路整備に変わりなく所管庁の方針に沿って整備されていたものである。</p> <p>横土居地域周辺の整備を挙げれば，新潟県は平成 10 年から新潟県地域輸入促進計画（F A Z）を具体化し，新潟東港を日本海側の物流拠点化に向けた推進に取りかかる。</p> <p>その物流団地をコンテナターミナル周辺の横土居地域または笹山地域を候補に据え，旧豊栄市側に拠点開発の協力を打診する。</p> <p>しかし，景気の回復傾向は見られず，当初の新潟国際物流センター構想に参画した企業 30 社（平成 11 年）が 2 社（平成 11 年 12 月）に激減，日本海側拠点化構想は頓挫寸前の危機に陥る。土地購入に慎重な県側は東港工業団地の売れ残りの土地 25 ヘクタールを抱え F A Z の見込みが薄い中，6 カ月程度計画を待つように旧豊栄市側に要望する。</p> <p>しかし，小川竹二旧豊栄市長はその進言を拒絶して開発計画を強行，笹山地域の一画に「21 ヘクタール」（有効面積 16 ヘクタール）の地権者 67 名の同意を得，笹山土地区画整理組合を平成 11 年 12 月に立ち上げ，市役所内に専任職員数名を配置した東港開発室を新設して物流団地開発事業を主導する。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 9 月 9 日 第 2 9 2 号

先行業務代行を鹿島建設に決め、平成 12 年 2 月には市街化区域に編入する。

土地活用のめどが薄れる中、その購入を思案する新潟県側をしり目に、開発を主導した小川竹二旧豊栄市長は開発事業をおりるわけにいかず、構想発案側新潟県に対し強硬に執拗に土地購入を迫り、「贈与税を払って準備した人もいる。結果相続税が大幅に上がる地権者がいる」などと開発業者自身の言動をとる。

新潟県側も物流拠点を提言した責任もあり、強硬な売り込みに押され約 5.5 ヘクタールを金約 16 億円で購入する。

本件協議会の目的（秩序ある整備推進）からすれば何らかの協議事案とされてしかるべきものと考えられるが何もなく、議事録にもない。

なお、同土地価格は半減し、利用活用のめどはなく、現在に至り更地状態である。平成 23 年 8 月からは東港浄水場の放射能（セシウム）に汚染された汚泥の仮置き場として一部使用されている。

平成 22 年 9 月議会から陳情している表題（本件協議会）の違法執行行為は、執行権者（小川竹二旧豊栄市長）みずから会長についてなしたものであり、その根拠は開示交付資料で明々白々である。

それにもかかわらず審査会議では前記のように「メジロ押し」などと事実と反する発言を行い、事実究明をも不要として不採択の根拠とすることは、執行機関の不正行為を擁護した不正審議と判断できる。

民主的で公平な市民生活を擁護するため、首長と対等に対峙して執行機関の不正執行を摘発、批判することを議会に与えてある法が、地方自治法第98条、第99条、第100条、第100条の2、第109条である。その議会の監視任務を没却した新潟市議会は存在意義がなく、報酬の受給資格を放棄したに等しい。

本件負担金事業が補助金事業に近い公金事業であるものとして考察したとき、地方自治法第232条の2の要件について所管官庁は（行政実例昭和28年6月29日）、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、……その認定は全く自由裁量ではないから、客観的にも、公益上必要であると認められなければならない」とある。